

前回 (R5.10.13) の協議内容

議題

認知症（疑い）の方が自分らしく暮らし続けられるための地域づくり

- ① 地域全体の認知症に関する知識不足、相談先の関係機関の周知不足
⇒ 認知症サポーター養成講座等、認知症に関連する事業や地域包括支援センター・介護予防センター等の周知方法を検討する必要がある。
- ② 医療機関や理美容室、スーパー等の地域資源、民生委員等と相談機関との連携強化
⇒ 高齢者の生活に変化に気付いているが相談先が分からない、認知症について知識を得たい、地域ともっと関わりたい医療機関やスーパー、理美容室等がある。

ご意見

1

- ・地域住民への認知症研修の実施。町内や学校を巻き込み、周知を図る。
- ・認知症の方と実際に接する機会を増やす。
- ・介護保険サービス未利用者の方への早期対応を行う。

2

- ・見守り活動のバッジ等を作成し普及啓発、連携を行う。
- ・新聞・チラシ・ホームページで広報を行う。
- ・予防歯科の普及により認知症のリスクを低減（歯科医師会）、服薬フォローアップ（薬剤師会）、認知症認定看護師の活用（看護協会）
- ・理美容組合等の団体へアプローチを行う。

▶ チームオレンジの活動により実現
(資料 参照)

- ▶ 「(仮称) 認知症の方に優しい事業者ステッカー」の作成により地域の応援団を増やす
 - ・一目で対象の事業者と分かる
 - ・認知症の普及啓発が可能
 - ・配布時に趣旨説明することで関係機関との顔つなぎ、連携が可能
 - ・配布した事業者を関係機関が共有できる。

第8回札幌市介護保険事業計画推進委員会 (R5.11.29開催) にて、構成委員から、「認知症バリアフリー宣言」等企業への取組を施策の中で行ってほしい、と意見。
※認知症バリアフリー宣言とは、厚労省が実施しており、認知症バリアフリーに取り組む企業等を認証しロゴマークの付与やホームページで公表される取組。

今回、委員の皆様からご意見をいただきたいこと

議題

認知症（疑い）の方の身近な応援団を地域の中で増やすための取り組みに向けて

「(仮称) 認知症の方に優しい事業者ステッカー」の
具体案 (配布基準など)

【配布基準の例】

- ・高齢者に有益な情報に関するチラシを置くなどの協力ができる。
- ・認知症の方に優しい事業者として、ゆっくりした対応などに配慮ができる。 ※
- ・業務中に、高齢者の気がかりな様子に気付いた場合、地域包括支援センター等の公的機関へ相談するよう高齢者に促すことができる。又は本人の了承を得て事業者が公的機関に相談できる。

※《気がかりな様子のポイント》

- ・自宅への帰り道がわからない。
- ・話がかみ合わない、説明の理解が難しい。
- ・支払いでどのお札や小銭を出したらいいかわからない。
- ・髪や服が乱れていたり、汚れている。
- ・季節に合わない服を着ている。
- ・予約や予定を忘れている。
- ・お金をだまし取られているようだ。
- ・高齢者の家族が、介護で疲れているようだ。

